

ホストタウン交流等で培ってきた地方公共団体と相手国との間での良好な関係を支援し中長期的に発展させ、地方公共団体の相手国への情報発信力を高め、インバウンド誘致や地方産品のプロモーションを支援する。

③ 各分野と連携した情報発信

ア 大使・総領事の公邸等を活用した観光プロモーション等の推進

大使・総領事の公邸、広報文化センター等の在外公館施設を、地方公共団体が実施する観光広報関連事業等においても活用することにより、相手国の政財界のハイレベルや観光業界幹部の集客を図るとともに、相手国に幅広く地域の観光の魅力を宣伝し、現地における観光広報を推進する。

イ クールジャパンの海外展開

海外で高い評価を得ている我が国の優れたコンテンツ、ファッション、食、生活日用品、伝統的工芸品・きもの、地域産品等の日本の伝統文化や価値観に根差した製品・サービスをクールジャパンとして世界に提供することにより、日本の魅力を発信し、海外からの観光旅行者の誘致につなげる。

このため、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）等と連携し、国内産業観光にも寄与する企業や地域の輸出産業に関する情報についてオンラインで海外発信するほか、クールジャパンの海外への発信や売り込み、政府間対話及び官民による国際的対話を通じた海外での事業環境整備を行うとともに、訪日外国人旅行者に向けた情報発信として、YouTube 等を活用した海外に向けた産地プロモーションや産地情報の多言語化を支援し、伝統的工芸品産地のブランド化による魅力向上等の環境整備を行う。

また、「クールジャパン官民連携プラットフォーム」等を通じた官民・異分野で連携した取組の組成・推進及び地方のクールジャパン資源の発掘・展開等を促進するとともに、インバウンド消費の獲得に向けた地域の観光コンテンツの造成や磨き上げを含むクールジャパン分野の事業に対し、株式会社海外需要開拓支援機構による支援を行う。

さらに、関係省庁等が連携し、コンテンツの海外展開を通じて、日本の各地域の魅力を発信することで、地域発の商品・サービスの需要拡大や地方への訪日外国人旅行者誘致につなげる。

加えて、国家戦略特区において、関係地方公共団体からの提案に基づき一定の要件を満たす場合にはクールジャパン・インバウンド分野の外国人材の受け入れを可能とする特例の活用を図るなど、訪日外国人旅行者等を含む消費者向けサービス分野におけるクールジャパン外国人材の受け入れを促進する。

ウ 日本文化に関する情報の総合発信

在外公館において、日本文化や社会、日本人の価値観に対する理解を深め、日本への信頼へとつなげていく取組を行う。また、外務省や在外公館等の SNS を活用し日本の魅力を発信するとともに、訪日促進につながるコンテンツを効果的に再発信する。加えて、国際交流基金が実施する、アニメ、ドラマ、ドキュメンタリーパン組等の日本の放送コンテンツの海外のテレビ局等への無償提供や、海外における日本映画祭等の取組を通じ、対日理解の促進及び親日感情の醸成を図り、インバウンド観光促進のための多様な魅力の対外発信を行っていく。

外国における日本文化発信の際には、当該国・地域の人々の興味・関心を見据えながら、文化芸術の分野ごとの特性を踏まえて戦略的に進める。外国における日本人による公演や海外フェスティバル等への参加の支援、日本文化を紹介する展覧会等を行うほか、芸術家、文化人等で各専門分野により海外で講演や実演等を行う者を指名し、世界の人々の日本文化への理解の深化につながる活動を展開することで、オンラインも活用しつつ日本文化の発信拡大を図る。

特に日中韓3か国においては、文化芸術による発展を目指す都市を選定し、その都市における現代の芸術文化や伝統文化、また多彩な生活文化に関連する文化芸術関連事業の実施を通じて、東アジア内の相互理解・連帯感の形成を促し、新たな文化芸術の創造を図るとともに、都市間のネットワークを強化する。

さらに、国内外の芸術家等が一定期間滞在し、様々な交流を通して創作活動や将来の創作活動等に有益となるプログラムを提供するアーティスト・イン・レジデンスの取組を推進することにより、外国の芸術家の訪日を促進する。

加えて、伝統的な造園技術を活用した海外での庭園の整備等を通じ、日本の文化や魅力を伝えることで、2027年国際園芸博覧会をPRするとともに、そのノウハウを活用して、国内の公園の魅力を海外向けに発信する。

工 日本食・日本食材等の海外への情報発信

訪日外国人旅行消費額、農林水産物・食品の輸出額の政府目標の達成を目指し、日本の食・食文化の魅力で農泊地域に訪日外国人旅行者を誘客する重点地域（SAVOR JAPAN）の拡大を図る。地域の食文化や農山漁村の魅力とそれらを盛り込んだガストロノミーツーリズムの海外への一体的な発信や、インバウンド向けの食・食文化体験の魅力等の海外への発信により、海外の消費者等の日本食・食文化への興味・関心を高める。これらの取組や海外現地での日本産食材の消費者向けプロモーション等を通じて、インバウンド消費と農林水産物輸出の相乗的な拡大を目指す。また、日本酒、焼酎・泡盛等のユネスコ無形文化遺産への登録を目指し、国内外の機運を醸成するための様々な広報活動に取り組む。

令和5年の和食のユネスコ無形文化遺産登録10周年、令和7年の大阪・関西万博の開催といった好機を捉え、日本食・食文化の効果的な情報発信を行う。

さらに、関係省庁等が連携し、コンテンツの海外展開を通じて、日本食をはじめとする日本の各地域の魅力を海外メディアも活用し発信することで、地域発の商品・サービスの需要拡大や地方への訪日外国人旅行者誘致につなげる。

オ 国際放送による情報発信の強化

我が国の文化、産業その他の事情を海外に紹介するため、伝統文化やポップカルチャー等、日本の魅力を発信する多彩な番組が英語で放送されている外国人向けテレビ国際放送について、世界各国における視聴世帯数の更なる拡大及び認知度向上等の取組を行う。

カ 外国報道関係者の招へい等を通じた対外発信

テレビチームを含む外国報道関係者の招へい等を実施し、日本国内での取材を支援することにより、各地における地域活性化の取組や招へい対象国と特別な関係のある地方都市に関する情報発信等、日本の魅力の対外発信を行う。

キ 情報通信技術を活用した観光に関する情報の提供

外国人にわかりやすい地図の普及を促進するため、統一した基準で作成された英語表記の地図を整備し、ウェブ地図「地理院地図」により配信する。また、地域情報を併せて発信できる環境を用意し、観光に関する情報発信を支援する。

文化遺産情報を総覧するポータルサイト「文化遺産オンライン」により、有形・無形の文化遺産の積極的な公開・活用を進める。あわせて、全国各地の文化財について、外国人目線で作成する多言語解説や高精細画像・動画等のデジタルコンテンツを拡充し、日本政府観光局のウェブサイトから一元的な情報発信を行う。

(6) MICE の推進

ア コロナによる変化を踏まえた MICE 誘致・開催の意義の発信

コロナ禍により MICE は一時、開催中止・延期やオンライン形式への変更等、大きな影響を受けたが、近時は、人々が対面で集まる意義や価値が再評価されており、世界的に実地開催の再開が進んでいる。こうした中で我が国において MICE 誘致・開催への意欲や関心が低下し、世界的な誘致競争に後れをとることのないよう、MICE がもたらす経済効果や、ビジネス機会・イノベーションの創出、国や開催地のブランド力等の向上、旅行需要の平準化等の MICE の意義や効果について、コロナ禍による変化も踏まえて改めて整理し、国内関係者に発信する。

イ 政府一体となった MICE 誘致・開催

大阪・関西万博等の開催の機会も捉え、我が国が MICE 開催地として注目が高まるよう、政府としても、各種国際会議を積極的に再開・開催するとともに、様々な分野で MICE 誘致・開催への働きかけや支援を行う。その際、関係大臣による招請レター発出、在外公館でのレセプション開催等、政府一体となった MICE 誘致・開催支援を進める。これにより、我が国のアジア最有力 MICE デスティネーションとしてのイメージを世界的に構築し、大阪・関西万博開催後のレガシーとしていくことを目指す。

ウ MICE 開催地としての地域の魅力向上・発信

ユニークベニューの活用促進、MICE 参加者向け体験コンテンツの造成等、MICE 開催地としての地域の魅力の向上を図るほか、コンベンションビューローと観光地域づくり法人（DMO）との連携強化等、MICE 施策と観光施策との連携を進める。

エ 日本政府観光局等による MICE 誘致活動の強化

日本政府観光局において、我が国の強みや魅力、開催地におけるサステナビリティの取組等に関する情報の発信、国際団体等へのプロモーション強化等の MICE 誘致活動を強化する。また、日本政府観光局と在外公館等との連携による海外広報の強化や、コンベンションビューロー・地方公共団体における誘致力強化への取組支援を行う。

オ MICE 誘致の国際競争力の向上のための基盤整備

MICE 開催に伴う人の交流から派生する付加価値を産業振興やイノベーション促進等につなげるため、関係省庁の連携を強化する。また、大学、研究機関等の MICE 誘致・開催活動を促進するとともに、国内 MICE 関係者と MICE 関連国際団体との連携強化を進める。MICE 分野の人材の確保・育成のため、MICE 関連業界の認知度向上、デジタルリテラシーやサステナビリティ等新たな課題への取組能力の向上を図る。

展示会分野では、引き続き、我が国の展示会産業の国際化を推進するため、第三者認証制度の運用支援等により、展示会統計に係る透明性、信頼性の向上を図る。

カ 国際仲裁の活用による訪日促進

我が国の国際仲裁を活性化し、その手続や関連した国際会議に参加する多くの関係者を日本に呼び込むため、関連する国際セミナー・シンポジウムの開催、海外への広報活動等を通じ、紛争解決拠点としての日本の魅力を発信する。

（7）IR 整備の推進

統合型リゾートについて、カジノ施設の設置に伴う様々な懸念に十分な対策を講じつつ、大型の国際的な会議等を開催できるMICE施設、ホテル、家族で楽しめる娯楽施設、我が国ならではの魅力の発信や国内各地への送客を図る施設等が一体として整備されることで滞在型観光の拠点として国際競争力の高い魅力あるものとなるよう、特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）に基づき、その整備に必要な施策を推進する。

（8）インバウンド受入環境の整備

① 交通機関の整備・外国人対応

ア 快適な旅を実現する環境の整備

新幹線、高規格道路、国内航空等の高速交通網を活用し、三大都市圏をはじめとする大都市圏と地方、また、地方と地方をつなぎ、快適な旅を実現する環境を整備し、訪日外国人旅行者も含め地方への流れを創出する。

また、新幹線開業、コンセッション空港の運営開始、多様な交通モード間の接続（モーダルコネクト）の強化等と連動し、観光地へのアクセス交通の充実等により、地方への人の流れを創出する。さらに、観光地と連携した道路案内標識の改善によるわかりやすい道案内を実現するとともに、規制の弾力化等を通じた多様なアクセス交通の実現を図る。訪日外国人旅行者等がより安心してタクシーや貸切バスを利用できるよう、環境を整備していく。

イ 航空ネットワークの回復と強化

インバウンド需要の回復・増加に的確に対応するため、航空ネットワークを支える航空・空港関連企業の経営基盤強化を図るとともに、「地方イン・地方アウト」のインバウンド再生による地方活性化や訪日外国人旅行者の受入拡大のため、地方空港の着陸料軽減等の取組により、早期の国際線再開・路線定着等を図る。

航空会社の復便や新規就航促進・増便に向け、地方空港や地方公共団体と連携しながら、航空路線商談会等の場において、海外の航空会社に対し、復便、新規就航、増便を積極的に働きかけるとともに、インセンティブとして日本政府観光局が協働でプロモーションによる支援を行う。また、感染拡大防止と両立する形での国際航空ネットワークの回復を図り、引き続き、成田空港、関西空港、中部空港や地方空港において、我が国との往来の増加が見込まれる国や地域との間で戦略的かつ積極的にオープンスカイ（二国間での国際航空輸送における企業数、路線及び便数に係る制限を相互に撤廃する航空自由化）を推進する。さらに、二国間でのオープンスカイの推進に加え、東南アジア諸国連合（ASEAN）との地域的な航空協定に向けた協議を推進していく。加えて、航空ネットワークの維持・発展やサステナブルツーリズムへの関心の高まりに対応す

るため、持続可能な航空燃料（SAF）の導入や空港の再エネ拠点化を含む航空の脱炭素化を推進する。

また、地方空港・港湾も含めた出入国審査等の状況を十分考慮して、審査ブースの増設、施設の拡張等やCIQ体制（税関・出入国管理・検疫体制）の整備を図る。訪日外国人旅行者数の実績も踏まえ、関係省庁が連携して物的・人的体制の効果的な整備を進める。

さらに、空港地上支援業務の労働力不足により訪日旅客の利便性が損なわれないよう、省力化・自動化を推進する。令和7年までの空港内における無人自動運転の導入を目指し、自動運転レベル4相当（特定条件下における完全自動運転）の導入に向けた実証実験を実施し、必要となるインフラの設置や運用ルール等の検討を進める。加えて、空港におけるグランドハンドリング体制の強化のため、空港ごとに地方公共団体等の関係者が連携し、人材確保や業務効率化等に取り組む。

また、ビジネスジェットの利用環境を改善するため、諸手続の改善、ビジネスジェット専用動線整備等の空港利用環境の整備等を実施する。

ウ 国際拠点空港等の整備

令和7年及びその後を見据えて、航空需要の回復及び増加に的確に対応するため、空港の機能強化等に取り組む。

首都圏空港における年間発着容量約100万回の実現を目指し、羽田空港においては、新飛行経路の着実な運用に向けた取組や機能拡充に向けた空港アクセス鉄道の基盤施設整備等を進めるとともに、成田空港においては、地域との共生・共栄の考え方の下、C滑走路新設等の機能強化の取組を進める。関西空港については、運営権者である関西エアポート株式会社や設置管理者である新関西国際空港株式会社等と連携し、第1ターミナル改修等の機能強化を推進し、関西3空港における年間発着容量50万回の実現を目指す。中部空港については、将来の完全24時間化を見据え、事業実施主体である中部国際空港株式会社等と連携し、ターミナルビル改修等の機能強化の取組を推進する。

三大都市圏以外の空港については、訪日外国人旅行者を地方へ誘導する観点からの取組を進める。航空需要の回復及び増加を見据えた空港の機能強化のため、福岡空港の滑走路増設事業、那覇空港の国際線ターミナル地域再編事業、新千歳空港の誘導路複線化事業等を引き続き実施する。

あわせて、空港経営改革による真に魅力ある空港の実現を目指し、既にコンセッションが開始されている空港以外の国管理空港についても、地域の実情を踏まえ、空港運営の民間委託の実現に向けた取組を推進する。

また、航空管制処理容量の拡大のため、管制空域の上下分離や複数の空港周辺空域（ターミナル空域）の統合等による空域の抜本的再編を図る。さらに、

我が国の操縦士の不足が航空輸送を確保する上でのボトルネックとならないよう、必要な操縦士の養成・確保を行う。

エ クルーズ再興に向けた訪日クルーズ本格回復への取組

国際クルーズ船内におけるコロナの集団感染を受けて令和2年3月以降、我が国への国際クルーズの運航は停止していたが、令和5年から国際クルーズの本格的な受入れを再開する。また、日本船社ではクルーズ船を新造する動きもある。

日本におけるクルーズ再興に向け、安心してクルーズを楽しめる環境づくりを進め、令和7年に訪日クルーズ旅客をコロナ前ピーク水準の250万人まで回復させるとともに、外国クルーズ船の寄港回数がコロナ前ピーク水準の2,000回を超えることを目指した取組を推進する。また、地方誘客を進めるため外国クルーズ船が寄港する港湾数について、令和7年にコロナ前ピーク水準の67港を上回る100港とすることを目指して取り組む。

具体的には、関係業界団体が作成した感染防止対策ガイドラインを各クルーズ船社が遵守して船内の感染防止対策を徹底し、また、寄港地においても、港湾での感染防止対策を進めることにより、日本全体で安心してクルーズを楽しめる環境づくりを進める。

あわせて、既存ストックを活用したクルーズ船の受入環境整備や寄港地を探すクルーズ船社と港湾管理者のマッチングを図るサービスの提供、クルーズ旅客の受入機能の高度化等によりクルーズ船寄港の「お断りゼロ」を実現する。

また、旅客施設等への船社の投資に併せ、国・港湾管理者が岸壁の整備や利用調整等のハード・ソフト両面からの支援を行うことによるクルーズ船の長期的かつ安定的な寄港の確保や、民間事業者による旅客施設の整備に対する支援により、世界に誇る国際クルーズ拠点の形成を図る。

さらに、クルーズ船寄港の地域経済効果を最大化させるため、寄港地の地方公共団体とクルーズ船社が連携し、寄港地での消費を船内等で喚起するスキームを構築するとともに、内陸部を含めた広域に及ぶ上質な寄港地観光造成に向けた取組を進める。

これらに加え、全国の港湾管理者等で構成する全国クルーズ活性化会議と連携して瀬戸内海や南西諸島等の新たなクルーズ周遊ルートの開拓を進めるとともに、多様化する訪日クルーズニーズに対応したプロモーションや海外の国際展示会への出展等、訪日クルーズ寄港促進の取組を進める。

オ 国際交通機関へのアクセス向上

主要な首都圏空港、関西空港等への鉄道アクセスの更なる改善を図るため、アクセス線の整備について、事業化に向けた関係者間の具体的な検討を促進する。JR東日本羽田空港アクセス線、なにわ筋線等の事業着手後の設計・工事等

を着実に推進するほか、空港アクセス乗換駅等の利便性向上やバリアフリー化の推進を図る。

また、空港・港湾・鉄道駅等へのアクセス等、高規格道路の整備・活用に取り組むとともに、空港アクセスバスについては、令和3年度に実施した運賃設定の弾力化や、運行計画（ダイヤ）の提出期間の短縮等による手続簡素化により、引き続き空港アクセスの利便性向上を図る。

カ 地域交通を活用した観光地の魅力向上・高付加価値化と MaaS の実装推進

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）に基づき、観光振興の取組を踏まえた地域公共交通計画の作成を促す。また、便利で利用しやすい公共交通の確保による地域の回遊性・周遊性の向上、交通やサービスそのものの観光資源としての活用等、地域交通を活用し、交通事業者が観光事業者と連携して行う、観光地の魅力向上・高付加価値化に資する取組を支援していく。

さらに、ストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、多様な輸送資源の活用に取り組むとともに、観光地における MaaS（Mobility as a Service）について、多言語対応やサブスクリプション等、旅行者目線での実装を推進することにより、旅行者の移動・周遊の利便性を向上させる。国家戦略特区においては、過疎地域等における訪日外国人旅行者をはじめとする観光旅行者を中心とした運送需要に対応するため、自家用自動車の活用を図る。加えて、バスターミナル等におけるバリアフリー化、無料 Wi-Fi の整備、多言語表示の充実等の訪日外国人旅行者の受入環境整備を図る。

バス利用拠点の利便性を向上するための集約交通ターミナルの戦略的な整備、SA・PA を活用したバス乗換拠点の整備、地域バス停のリノベーションの推進等により、多様な交通モード間の接続（モーダルコネクト）を強化する。

「道の駅」等の駐車場にカーシェアリング車両等を配備し、バス等の公共交通との連携を強化することで、旅行者の周遊促進を図る。

観光等による地域の活性化に資する地域交通を推進する観点から、地域限定型の無人自動運転移動サービスの導入に向けた取組を支援する。

キ MaaS 等の新たなモビリティサービスの基盤整備の支援

各地域における MaaS の実装に向けたシステム構築支援や、交通情報のデータ化や混雑情報の提供を行うシステムの導入、キャッシュレス決済手段の導入、AI オンデマンド交通やシェアサイクル等の新型輸送サービスの導入をはじめとする、MaaS の基盤整備の取組を支援する。

ク 公共交通事業者等による利便増進措置

空港、鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナルについて、「公共交通機関における外国人観光旅客利便増進措置ガイドライン」等に基づき、外国語等による情報の提供、インターネットを利用した観光に関する情報の閲覧を可能とするための措置、座便式の水洗便所の設置等の整備を図るとともに、インバウンド旅客のニーズに対応するため、モバイル決済を含めたキャッシュレス決済等の交通事業者への導入支援や、公共交通機関間の相互利用の促進を図る。また、令和7年度の多言語対応率100%の達成（空港については100%の維持。）を目指すとともに、車船内も含め案内表示を充実させる。

さらに、鉄道駅におけるナンバリング、大都市バス路線における運行系統のアルファベット・数字表記等によるナンバリング、バスの位置情報や遅延情報を提供するバスロケーションシステムについて、引き続き導入・普及促進を図る。

ケ 新幹線等を利用する訪日外国人旅行者の国内移動の活性化

訪日外国人旅行者の国内移動の活性化のため、訪日外国人旅行者が鉄道を利用し国内を広く周遊できるよう、企画乗車券の造成促進やジャパン・レール・パスの商品内容の充実を図る。

コ 観光地へのアクセスの利便性向上

観光地へのアクセス利便性を向上させるため、観光旅行者のニーズに合った観光地周辺での交通の充実及び共通乗車船券等の造成・改善を図る。

サ わかりやすい道案内等の充実

道路案内標識の英語表記の改善・充実、道路案内標識と観光案内ガイドブックやパンフレット等の連携、交差点名標識への観光地名称表示、国土地理院作成の英語版地図との英語表記の整合の確保等により、訪日外国人旅行者を含む全ての道路利用者にわかりやすい道案内を実現する。

特に、北海道における訪日外国人旅行者のドライブについては、官民（観光・交通関係団体、行政等）が一体となって促進を図る「北海道ドライブ観光促進プラットフォーム」において移動経路等のGPSデータを継続的に活用すること等により、安全・安心を高める情報発信の充実、ドライブ観光の海外への魅力発信等を行う。

シ 幹線鉄道の整備

整備新幹線については、現在建設中の北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）、北陸新幹線（金沢・敦賀間）について、着実に整備を進める。また、未着工区間である北陸新幹線（敦賀・新大阪間）や九州新幹線（新鳥栖・武雄温泉間）につ

いては、引き続き必要な検討等を実施するとともに、関係地方公共団体等との調整を進める。

さらに、リニア中央新幹線について、水資源・環境保全等の課題解決に向けた取組を進めつつ、三大都市圏やその周辺地域をつなぐ高速かつ安定的な交通インフラとして、沿線の地方公共団体とも連携し早期の整備を促進する。

これらの高速鉄道ネットワークの拡充を通じ、地域間の移動時間を短縮させ、観光旅行者の広域的な移動の高速化・円滑化を図る。

ス 都市鉄道の整備

既存ストックを有効活用した連絡線整備や相互直通化、地下鉄の延伸、鉄道駅の交通結節機能の高度化等により、公共交通のネットワークの充実度を高めるとともに、鉄道駅のバリアフリー化、無料 Wi-Fi の整備、多言語表示の充実等を図る。

セ 高速道路の整備等

観光地域へのアクセスや観光地域間の周遊の利便性を向上させることによって地域全体の魅力をより高めるため、観光地域へのアクセスや地域間の交流・連携の強化を図る高規格道路の整備を推進する。

高速道路料金については、観光振興や地域活性化を一層推進するため、周辺地域や観光関係事業者等と連携した企画割引である周遊バスの実施や観光周遊バスの平日のみの利用についての割引拡充、観光振興の観点からの料金割引等、高速道路会社の創意工夫を生かした積極的な料金施策を展開していく。

また、スマートインターチェンジ等の整備により、観光旅行者の利便性の向上を図っていく。

ソ 地域内の道路・道の駅の整備

地域内の道路について、観光の振興に寄与し地域の経済・社会を支えるため、地方の自主性を生かしつつ、観光施設、インターチェンジ等へのアクセス確保等の整備を支援する。

また、「道の駅」について、それ自体が観光資源にもなることを踏まえ、令和7年までに「道の駅」を地方創生・観光を加速する拠点とするため、キャッシュレス導入や外国人観光案内所の日本政府観光局認定の取得といった訪日外国人旅行者対応を推進する。

タ 道路交通の円滑化

道路ネットワークの整備やボトルネック解消策等の交通容量拡大策に加えて、国、地方、民間等が連携した協議会等を活用し、観光地周辺の空き駐車場の予約による観光交通の分散等、ビッグデータを活用しながら既存の道路や駐車場

の容量・空間を最大限活用する取組を推進する。また、地域や公共交通との連携による車利用者の交通行動の変更を促す交通需要マネジメント施策の実施や、カーナビゲーションに道路交通情報をリアルタイムに提供する道路交通情報通信システム（VICS）の情報内容・精度の改善・充実、ETC2.0サービスの渋滞回避支援等の機能の活用等により、道路交通の円滑化を図るとともに、これらを支える車両内外のデータ連携基盤の構築を進めることで、観光旅行者の利便性の向上を図る。

さらに、観光旅行者が多く通行する道路等において、季節や時間による交通流の変動に的確に対応するため、信号機等の交通安全施設等の整備を推進するとともに、プローブ情報を活用した交通管制システムの高度化等を推進することにより、交通渋滞を緩和し、交通アクセスの改善を図る。

チ 旅客船ターミナル・旅客船の整備

離島をはじめとする各地域の玄関に相当する旅客船ターミナル及び旅客船のバリアフリー化や無料Wi-Fiの整備・多言語表示の充実等の訪日外国人旅行者の受入環境整備等を図ることにより、サービスの多様化・高度化を加速させる。さらに、キャッシュレス決済システムの整備や、旅客船ターミナル及び旅客船における感染症対策を実施し、快適で安心・安全な旅行ができる環境整備を図る。

ツ マリンレジャーを活用した地域観光の振興等

プレジャーボートの収容保管能力の向上と放置等禁止区域の指定拡充等の規制措置を両輪とする公共水域の適正な利用の促進や、「海の駅」を活用し、地域の特性を生かしたイベントやクルージング等のマリンレジャーの体験機会の提供の取組を地方公共団体や関係団体等と連携して推進する。

テ 港湾空間・みなとオアシスの整備等

港湾について、人流・物流の交流拠点としての機能に加え、周辺に運河や倉庫群が数多く残されていること、親水性のある港湾緑地が存在すること等の魅力を生かしつつ、港湾の施設整備等のハード施策やみなとオアシスの登録等のソフト施策により、美しい港湾空間の形成を図る。令和5年3月末までに157か所が登録されているみなとオアシスを通じて、「みなと」を核とした魅力ある地域づくりを引き続き推進していく。

また、訪日外国人旅行者の周遊促進・消費拡大や安全・安心な旅行環境の整備のため、港湾におけるICT等を活用した受入環境整備や災害時の多言語対応強化等を支援する。

② 出入国に関する措置等の受入体制の確保

ア ビザの緩和及びビザ発給手続の迅速化・円滑化

二国間の人的交流を促進するため、ビザ緩和を戦略的に実施する。特に訪日プロモーション事業の重点国・地域のうち、訪日に当たってビザが必要な国・地域を中心に、政府全体で、プロモーションによる認知度向上や受入環境の整備と連動して、ビザ緩和・ビザ発給の円滑化を積極的に実施する。また、ビザ申請人の利便性向上につながる円滑かつ迅速なビザ発給手続を推進するため、ビザ審査に係る必要な物的・人的体制の整備に取り組む。

イ 最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現

空港での入国審査待ち時間 20 分以内を目指すなど、革新的な出入国審査等を実現するため、関係省庁が連携して以下の取組を実施する。

- ・航空機で訪日する旅客をその出発地点の空港で事前にチェックするプレクリアランス（事前確認）について、台湾における令和 6 年度以降の本格実施に向けて必要な調整を行う。
- ・全国 4 空港において運用中の自動化ゲート（指紋認証ゲート）について、出入（帰）国者数の回復状況を見極めながら、今後の在り方を検討する。
- ・全国 7 空港において運用中の顔認証ゲートについて、出入（帰）国者数の回復状況を見極めながら、今後の拡充を検討する。
- ・訪日外国人旅行者が我が国への出入国を円滑かつ快適に行えるよう、審査ブースの増設、施設の拡張等や CIQ 体制の整備を図る。訪日外国人旅行者数の実績も踏まえ、関係省庁が連携して物的・人的体制の効果的な整備を進める。
- ・旅客の案内等に従事する「イミグレーションアテンダント」を配置することで、入国審査官を出入国審査に専念させる。
- ・Visit Japan Web を活用した CIQ 手続等のデジタル化を推進し、水際対策の効率的な実施と利用者の利便性向上を目指す。
- ・出入国在留管理庁において、全ての乗客の乗客予約記録(PNR: Passenger Name Record の略。) の電子的な取得等、情報収集を一層進めるとともに、更なる情報分析・活用の高度化を推進する。
- ・本邦渡航前の事前スクリーニングを強化する相互事前旅客情報システム (iAPI: interactive Advance Passenger Information system の略。) について、令和 6 年度中に試行導入することを検討する。
- ・税関当局において、国内外の関係機関等との連携や、出入国旅客の事前旅客情報 (API: Advance Passenger Information の略。) や乗客予約記録 (PNR) といった情報の電子的な収集の強化を図るとともに、それらの情報を 24 時間体制で分析・活用する。
- ・出発時の航空保安検査の円滑化を図りつつ厳格化を実現するため、爆発物自動検知機器等の先進的な保安検査機器導入を推進する。また、保安検査員の人材確保・技量向上や労働環境改善等を図るための取組を継続的に実施する。

- ・自動手荷物預機等の自動化機器の導入、顔認証技術による旅客搭乗手続の一元化（One ID 化）、自動運転技術による手荷物・旅客輸送の円滑化等の先端技術の活用等により、旅客が行う諸手続や空港内動線を一気通貫で高度化し、手続全体の円滑化を実現する（FAST TRAVEL の推進）。
- ・迅速な通関による旅客の利便性の向上と、厳格な税関検査の実施による国民の安心・安全の確保の両立を図るため、税関検査場電子申告ゲート等の配備を進める。

③ 観光地等の外国人対応の推進

ア 観光地のインバウンド対応の支援

300 地域以上の観光地における ICT を活用した多言語表示や無料 Wi-Fi 等を通じたインターネット利用環境・ナイトタイムエコノミー環境等の整備、清潔性維持や混雑緩和に配慮したトイレの観光施設等における整備、小売・飲食店も含めた地域におけるキャッシュレス決済対応、AI や ICT 等の最新技術のノウハウを有するベンチャー企業や地方公共団体等の連携、外国人観光案内所の機能強化等の面的な取組を推進する。

また、訪日外国人旅行者の国内における消費活動に係る相談体制を整備する。

イ 通訳ガイドの質・量の充実（1.（4）ウ 再掲）

ウ 観光案内拠点の充実

ウェブやスマートフォン等の普及や旅行動態の変化等、外国人観光案内所を取り巻く環境が近年大きく変化しているところ、これまで整備してきた観光案内所の体制（1,500 か所以上）を維持しつつ、観光案内所のブランド力強化、サービスの質の向上、持続可能な観光、自然災害や感染症等への対応等の課題の解決を図る。そのために、DX 技術の活用や観光案内所間の連携強化・ネットワーク化等の観光案内所の機能強化の取組を進めるとともに、日本政府観光局が中心となって研修等を実施する。また、観光スポットの魅力を発信し、地域との交流を図る観光スポット情報・交流施設の整備を促進する。

エ 観光地域における案内表示等の充実

公共交通機関、美術館・博物館、観光地等の外国人目線に立った多言語対応を強化・改善するため、ICT も活用しつつ多言語による案内表示等の充実を図る。

また、携帯型端末等で案内可能な施設情報のオープンデータ化等による移動支援サービスの普及等を推進する。

オ 通信環境の整備促進

訪日外国人旅行者が日本を旅行する際にインターネットによる情報入手に不自由を感じることがないよう、携帯電話の通じない地域の解消等、通信環境の整備を促進する。

力 誰もが一人歩きできる環境の実現

誰もが一人歩きできる環境の実現に向け、訪日外国人旅行者への更なる「おもてなし」と我が国の歴史、文化、生活習慣等の理解促進による満足度向上を図るため、多言語翻訳技術の研究開発及び社会実装を進める。

具体的には、令和6年度末までに、ビジネスや国際会議の場面にも対応した実用レベルの同時通訳技術や、重点対応言語の21言語（日本語、英語、中国語、韓国語、タイ語、インドネシア語、ベトナム語、ミャンマー語、フランス語、スペイン語、ブラジルポルトガル語、フィリピン語、ネパール語、クメール語、モンゴル語、アラビア語、イタリア語、ドイツ語、ヒンディー語、ロシア語、ウクライナ語）への拡大等を実現するとともに、令和7年の大阪・関西万博に向けた更なる社会実装を推進する。

また、認定手ぶら観光カウンターについて、情報を広く発信し認知度の向上を図るとともに、新たな認定を進めていくことで、手ぶら観光を推進する。

キ 外国人患者受入体制の充実

全国各地において、感染症発生時も含め、医療機関が訪日外国人患者を受け入れることができる体制を整備する。

具体的には、訪日外国人旅行者が安全・安心に旅行ができるよう訪日外国人患者の受入環境整備を進めるとともに、多言語対応が可能な医療機関をとりまとめた「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」を更に充実させ、日本政府観光局ウェブサイト等で多言語による情報発信をしていく。あわせて、訪日外国人旅行者の民間医療保険加入率向上に向けた取組を行う。

国家戦略特区において、二国間協定に基づく外国医師の受入枠等の拡大に係る提案を可能としており、これにより増大する外国人患者の医療ニーズに対応する。

ク キャッシュレス環境等の改善

訪日外国人旅行者の地方誘客、消費拡大を図るため、観光地におけるキャッシュレス決済手段の導入を更に促進する。

また、海外発行カードが利用可能なATMについて、訪日外国人旅行者のニーズに合致する整備水準が維持されるよう、海外発行カード対応ATM設置に有用なデータを銀行に対し継続的に提供する。さらに、ATMの設置場所に関する日本政府観光局の情報提供を引き続き行う。

加えて、訪日外国人旅行者の日本国内でのコード決済の利便性向上のため、日本におけるコードの統一規格（JPQR）について、アジア各国の統一規格との相互利用を可能とする取組を進める。

ケ 多様な宗教的、文化的習慣を有する旅行者の受入環境の充実

ムスリムやベジタリアン・ヴィーガン旅行者等、多様な宗教的、文化的習慣を有する訪日外国人旅行者がストレスなく安心して観光を満喫できるような環境整備を図る。具体的には、観光庁が作成した「ムスリムおもてなしガイドブック」や「飲食事業者等におけるベジタリアン・ヴィーガン対応ガイド」の周知等により、食事や礼拝等、様々な生活習慣に配慮した受入環境の整備充実を図るとともに、対応している飲食店や宿泊施設等について訪日外国人旅行者に発信するなどの情報提供に取り組む。

コ 伝統芸能等における外国人対応の推進

令和5年11月の国立劇場閉場後も引き続き外国人が伝統芸能を楽しめるよう、代替施設での公演や国立能楽堂等における外国人対応を推進する。英語版公演解説リーフレットの配布や字幕表示、イヤホンガイドの多言語対応、外国人向け鑑賞教室等のほか、オンライン配信での字幕提供等、ニーズを踏まえた対応を更に推進する。

また、公演情報について、空港・観光案内所等での多言語での広報等、訪日外国人旅行者向けの情報発信も引き続き実施する。

さらに、令和11年度の国立劇場再開場に向け、伝統芸能の魅力を国内外に発信する機能を強化し、インバウンドの観光需要を取り込むべく、国立劇場再整備事業を推進する。

国際的に普遍的価値を持つバレエ、オペラについて、人材育成を強化し、魅力的な公演を製作するとともに、海外への広報宣伝や映像配信等を推進することにより、世界における新国立劇場のプレゼンスを向上させる。

サ 2025年大阪・関西万博に向けた受入環境整備

大阪・関西万博に来場する訪日外国人旅行者の受け入れに向け、CIQ体制の人的・物的な強化、会場内外における多言語対応の強化やピクトグラム等外国人にわかりやすい表示の整備、無料公衆無線LAN等の社会全体のICT化を推進する。

また、大阪・関西万博関連イベントの全国各地での開催や、日本文化の魅力を発信する訪日プロモーションを推進することで、外国人来訪者を会場のみならず関西地域、更には日本全国に誘客し、大阪・関西万博の開催効果を日本全体に波及させる。さらに、医療機関への外国人患者受入体制の整備、外国人来

訪者への救急・防災対応、熱中症等の関連情報に関する多言語発信、海外発行クレジットカード等の決済環境の整備等を推進する。

加えて、大阪・関西万博に関心を持つ外国人の多言語コミュニケーションを可能とする技術も活用しながら、来訪前から、もしくは来訪せずとも、オンライン上で大阪・関西万博にバーチャル参加・共創できるような仕組みや、日本の魅力的なコンテンツにアクセスできるような環境整備も推進する。

シ 2027年国際園芸博覧会に向けた受入環境整備

花の名所や様々な庭園をはじめとする観光資源との全国的な連携により、2027年国際園芸博覧会への来場を全国的な周遊の契機とするなど、開催効果を全国へ波及させるとともに、会場内外における多言語対応の強化等、必要な受入環境の整備を推進する。

ス ランドオペレーターの登録制度の適切な運用

利益優先による質の低い旅行商品の提供やダンピング契約による旅行の安全性の低下を防ぐために導入された旅行サービス手配業（ランドオペレーター）の登録制度について、制度の周知や立入検査等、制度の適切な運用を図る。

（9）アウトバウンド・国際相互交流の促進

ア アウトバウンドの促進

アウトバウンドの促進は、次世代を牽引する若者をはじめとする国民の国際感覚の向上のみならず、国際相互理解の増進による諸外国との友好関係の深化を図るものであるとともに、双方向の交流拡大（ツーウェイツーリズムの推進）を通じ、航空ネットワークの拡大、ひいてはインバウンドの更なる拡大にも貢献する。アウトバウンドの本格的な回復に向け関係省庁・観光業界が広く連携し、有識者の知見も得ながら、各国の現地情報等に係る正確な情報発信や、旅行安全情報共有プラットフォームの活用により、若者だけでなくシニア世代の海外旅行への不安を取り除き、安全・安心な海外旅行のための環境を整備する。また、若者の旅行体験促進のため、関係省庁・観光業界の連携により、継続的な教職員向けセミナーの実施や、イベントの開催等を通じた普及・啓発の取組の着実な実施を図る。さらに、官民の幅広い関係者から構成される「アウトバウンド促進協議会」と連携し、若年層を中心としたプロモーションを通じて海外旅行への機運醸成を図るなど官民一体となった取組についても引き続き着実に推進する。

イ 日本人海外旅行者の安全対策

日本人海外旅行者の安全性を向上させるため、関係省庁が連携しながら、旅行業者、海外安全ホームページ、たびレジ等を通じ海外における危機管理や安全対策に関する知識の増進を図る。

また、テロや自然災害等の発生時には、旅行安全情報共有プラットフォーム等の活用により、旅行者に対して迅速な安否確認を実施するとともに、災害情報や避難経路情報等を幅広く提供することで、アウトバウンドにおける安全対策の促進を図る。

ウ 姉妹・友好都市提携等の活用

姉妹・友好都市提携等に基づく国際交流は、住民が参加できる機会も多いことから、パブリック・ディプロマシーの一助となるだけでなく、住民自らが地域の魅力を見つめ直す機会を与えてくれるものである。また、文化、スポーツ、観光等の様々な分野における交流事業の契機ともなるものである。

これらを踏まえ、姉妹・友好都市提携等を生かした観光プロモーション等による交流の拡大を支援する。

エ 留学生の増加と活用

日本への質の高い外国人留学生の受入れ及び海外への日本人留学生の派遣は、我が国の高等教育のグローバル化、外国人旅行者の誘致及び国際相互理解の増進に資するものである。また、留学生は日本観光の魅力についての発信力を有するとともに、日本への外国人留学生はリピーターとしての訪日を期待できる。

このため、外国大学との単位相互認定等の拡大、外国人教職員・外国人留学生の受入れの促進、外国人留学生の就職支援等を進めるとともに、日本人学生等の海外経験を増やすため、留学・研修支援等の取組を行う。さらに、関係省庁が連携して、外国人留学生の誘致、外国人留学生に関する各情報発信ツールやネットワークを活用した日本観光の魅力の発信等を継続し、優秀な外国人留学生を呼び込む。

オ 訪日教育旅行の促進

青少年の訪日旅行の形態である「訪日教育旅行」と総称される団体旅行は、若年層の交流拡大による国際相互理解の増進、学校における実践的な国際理解教育の推進や地域の活性化にも有益であるとともに、訪日教育旅行により我が国を訪れた青少年は、将来、リピーターとなり得る。

訪日教育旅行の重要性を踏まえ、令和7年までに訪日教育旅行者数が令和元年の水準を超えることを目指し、地域における調整・相談窓口の構築、地域の観光部局と教育部局との連携等を促進する。訪日教育旅行の受入側と来訪側のマッチングに必要な体制整備を地域の観光部局が中心となって行うことを促進するとともに、地域の観光部局と教育部局との間での役割分担の明確化と共に

理解の醸成が図られるよう、周知徹底する。また、訪日教育旅行に対する理解の促進のため、訪日教育旅行の教育的意義についての教育部局・学校に対する理解の促進、海外の学校関係者等を対象としたセミナーの開催、ウェブサイトを通じた教育旅行先としての魅力の発信を行う。さらに、日本政府観光局に設置した相談窓口を通じて海外からの問合せに対応するとともに、訪日の申請があつた際、そのニーズに合った地域の窓口を紹介し、交流マッチングを図る。

カ ワーキング・ホリデー制度の導入促進

二国間の取り決めに基づき、各々の国が相手国の青少年に対して自国の文化や一般的な生活様式を理解する機会を提供するためのワーキング・ホリデー制度について、人的交流の拡大と青少年の相互理解を促進する観点から、既存の導入国 27 か国・地域以外の諸国との間における新規導入について隨時検討する。

キ 海外の青少年等との交流促進

親日派・知日派の発掘・育成を目的に、将来を担う青年の招へい等を行い、対日理解の促進、日本の魅力等の対外発信強化を推進していく。

ク 地域レベルの国際交流・国際協力の推進

地域レベルの国際交流・国際協力を一層推進することを目的として、国際交流に携わる地方公共団体の職員等を参加対象とした会議等を開催する。

ケ 日中韓三国間の観光交流と協力の強化

平成 18 年に設置された日中韓観光大臣会合において合意された取組を、日中韓三国が連携協力して着実に実施すること等により、域内及び域外との観光交流の一層の拡大や質の向上、旅行者の安全確保等に取り組む。

コ 二国間の観光交流の取組の推進

二国間の交流人口の拡大に向け、二国間の観光交流事業、観光見本市への相互出展等を通じ、二国間の連携協力を強化し、観光交流の拡大に積極的に取り組む。

サ 国際機関等への協力を通じた国際観光交流の促進

UNWTO、経済協力開発機構（OECD）等の国際機関及びアジア太平洋経済協力（APEC）、ASEAN+3（日中韓）等の国際協力枠組みにおいて行われる活動及び事業への協力をっていく。特に、令和元年に我が国が UNWTO 理事国に再就任したことを踏まえ、UNWTO との共催による国際会議等を我が国で開催し観光政策を発信すること等により、UNWTO 加盟国・地域の観光促進に貢献する。また、日

本に所在するUNWTO アジア太平洋地域事務所（RSOAP）を通じてUNWTOとの連携を強化し、持続可能な観光の推進に向けて取り組む。加えて、令和5年の日ASEAN友好協力50周年を契機とし、日ASEAN間の観光交流等の促進を図る。

シ 開発途上国等の観光振興に対する協力

開発途上国等に対し、観光振興の実施に当たって必要となる情報の提供や提言等の協力をを行う。こうした協力は、独立行政法人国際協力機構（JICA）等を通じ、相手国のニーズ、援助の効果等を勘案しつつ実施していく。また、日本アセアンセンターによる取組を通じ、ASEAN諸国のニーズを踏まえた観光振興、人材育成事業等に貢献する。

ス 海外における日本語教育

日本文化をはじめとする我が国への理解を深め、かつ、我が国と各国・地域との交流の担い手を育て、友好関係の基盤を強化するために、国際交流基金による日本語専門家派遣事業、日本語教師・学習者訪日研修等のこれまでの取組を継続し、海外における日本語教育の質の向上、安定的実施等に寄与することにより、潜在的な訪日観光層となり得る親日層の育成を一層促進する。

(10) 国際観光旅客税の活用

高次元で観光施策を実行するため、国際観光旅客税収を活用し、観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図る。その際、ポストコロナも見据えて、本制度の活用の在り方について不断の検討を行う。

3. 国内交流拡大戦略

(1) 国内旅行需要の喚起

ア 全国旅行支援の着実な実施

コロナの影響を強く受けている宿泊業、旅行業、貸切バス等の交通機関や幅広い地域の関連産業を支援するため、措置された予算を活用して全国旅行支援を着実に実施し、全国的な旅行需要の喚起を図る。

イ 地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化（1.（1）再掲）

ウ 消費拡大に効果の高いコンテンツの整備（2.（2）再掲）

エ 地方誘客に効果の高いコンテンツの整備（2.（3）再掲）

オ 交通機関の整備（2.（8）① 再掲）

カ 2025年大阪・関西万博を契機とした国内観光振興

大阪・関西万博の開催効果を大阪・関西のみならず日本全国が享受することができるよう、全国的な機運醸成を図る。

そのため、万博開催を契機とした交流人口の拡大を目指し、①万博来場者の全国への誘客や、被災地復興、食文化の発信等を通じた「観光交流」、②全国自治体の子ども・若者等の海外交流促進や自治体の会場内参加の促進等による「自治体交流」、③修学旅行等における万博来場等による「教育交流」、④「日本博2.0」の展開やスポーツとの連携強化による「文化・スポーツ交流」、⑤テーマパークの展開や国際会議等（MICE）の誘致促進等による「ビジネス・学術交流」を推進する。

具体的には、「観光交流」として、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会、観光地域づくり法人（DMO）等と連携し、広域周遊を含む質の高い魅力的な観光周遊モデルコースの構築、観光資源の磨き上げ、コンテンツの充実化等を集中的に実施する。

キ 国内旅行の促進のための関係者が協力した取組の推進

個人旅行・団体旅行問わず、国民の国内旅行を促進するため、関係省庁・関係業界が連携・協力し、旅行需要の平準化につながるキャンペーンの実施、旅行博をはじめとするイベントにおける国内外の観光地の魅力発信や展示商談会を通じた旅行商品の造成につながる取組を引き続き推進する。

ク 「新・湯治」等の推進

現代のライフスタイルに合った温泉地の過ごし方である「新・湯治」を推進する「新・湯治推進プラン」に基づき、温泉地全体で得られる療養効果の把握・情報発信等の施策を展開する。

また、温泉の保護及び災害の防止対策の充実を図るための調査研究等を推進する。

ケ 「海事観光」の情報発信の強化

島々が作り出す美しい風景や海ならではの絶景スポット、マリンレジャー等のアクティビティ等、ダイナミックで魅力ある「海事観光」分野の認知を高め、船旅や島旅をはじめとする海事観光需要を創出するため、国や関連業界が連携して情報発信を強化する。特に、海や船の楽しさを伝える「C to Sea プロジェクト」の公式 SNS (YouTube・Twitter・Instagram) 及びポータルサイト「海ココ」を活用し、海や船を利用した魅力的な観光コンテンツやイベントの情報を収集し、写真・動画・記事等で発信する。

また、国民の祝日「海の日」に際し、その意義について引き続き国民の理解増進を図るとともに、海事観光を推進する観点からも、観光関係者による各種メディアでの広報、「海の日」周知イベントの開催、旅行商品の造成等を促す。

コ 水辺における環境学習・自然体験活動等の推進

「子どもの水辺」再発見プロジェクト等により、安全で近づきやすい河川空間の整備を進めるとともに、市民団体等と連携した環境学習・自然体験活動を推進する。また、自然体験プログラムの開催の場ともなる緑地・干潟等の整備、既存ストックの利活用の促進を図る。

(2) 新たな交流市場の開拓

ア ワークーション、ブレジャー等の普及・定着

ワークーションやブレジャーについて、コロナ禍を経たテレワークの普及や働き方の多様化を踏まえて、「より長期かつ多くの旅行機会の創出」や「旅行需要の平準化」につながる取組と捉えるとともに、働く場所や時間の自由度を高める点で働き方改革や企業の経営課題への対応に寄与し、地域活性化等にも資する意義を有するものとして、普及・定着に向けた取組を推進する。

ワークーションは、言葉としては広く認識されつつあるものの、特に企業の導入メリット等の意義についての理解が十分浸透しておらず、実践が限定的な状況にある。このため、社会全体の機運醸成を図りつつ、送り手である企業における制度導入、受け手である地域における受入体制整備の双方に対する支援等を通じて、需要を創出する。

また、テレワークやワークーションの推進に賛同する企業や地域、関連団体、関連府省庁等が参加する「テレワーク・ワークーション官民推進協議会」の活

動等を通じて、優れた取組手法等についての情報提供や、ワーケーションの導入に向けた環境整備等についての支援を実施することにより、一層の普及・定着を目指していく。

イ 第2のふるさとづくり等の推進

地域資源を活用した第2のふるさとづくり（何度も地域に通う旅、帰る旅）等の新たな仕掛けづくりや将来にわたって国内外からの観光旅行者を惹きつける地域・日本の新たなレガシーとなる観光資源の形成に向けた支援により、反復継続した来訪者等の新たな交流市場の開拓を推進する。特に、第2のふるさとづくりについては、再来訪の理由・目的を創出するため、戦略的な観光マーケティングを活用し、地域関係者の幅広い参画の下、地域住民と旅行者が関係性を深める体験コンテンツ、滞在環境及び移動環境の整備を推進する。また、事業趣旨に賛同する地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、民間事業者等が参加する「第2のふるさとづくり推進ネットワーク」を活用し、優れた取組手法や関係省庁からの情報の共有、メディア等への情報発信機会の提供、参画団体間での情報交換等を行っていくことで事業を加速化する。こうした取組により、地域への来訪の高頻度化、滞在の長期化、地域との多様な接点による個人消費の増進等を図り、地域が一体となった地域活性化を目指す。

ウ ユニバーサルツーリズムの推進

今後増加が見込まれる高齢者等の旅行需要を喚起するため、そのニーズを的確に把握し、ユニバーサルツーリズム（誰もが気兼ねなく参加できる旅行）の普及、定着を目指す。このため、観光施設における心のバリアフリー認定制度の認定数の増加に向けて、制度周知、認定施設に係る情報発信の強化等を推進するとともに、ユニバーサルツーリズムの商品造成に資するモデルツアーや実施による商品組成手法の確立等を進める。あわせて、観光施設や宿泊施設等のバリアフリー化を一層推進し、ソフト・ハードの両面から環境整備を進める。

エ 公共施設等の一体的・総合的なバリアフリー化

公共施設等のバリアフリー化を推進し、観光旅行者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上を図る。高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）等を踏まえ、地方部を含めた各施設のバリアフリー化、聴覚障害及び知的・精神・発達障害に係るバリアフリー進捗状況の見える化、「心のバリアフリー」等の推進を図る観点から、バリアフリー法第3条第1項に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針等に定めた目標の達成を目指し、一体的・総合的なバリアフリー化を一層推進する。

オ 共生社会の実現に向けたユニバーサルデザインの推進

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとして、ユニバーサルデザインのまちづくりや「心のバリアフリー」を、各地の観光地や交通機関を含め全国に展開し、障害のある方も訪れやすい環境を整備していく。

同大会に向け実施した首都圏空港から競技会場等に至る世界水準での重点的なバリアフリー化の取組を踏まえ、引き続き全国のバリアフリー水準底上げや面的なユニバーサルデザインのまちづくりを推進する。

学校、企業、地域等様々な側面から、幅広く国民に「心のバリアフリー」を広めるための取組を展開する。特に、観光・交通分野の事業者に向けた接遇ガイドライン等に基づき接遇水準の向上を図るとともに、学校・企業における「心のバリアフリー」教育を実施する。

カ 身体障害者等の運賃割引の促進

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた利用者に対して鉄道等の公共交通機関が実施している運賃割引について、引き続き、公共交通事業者等に理解と協力を求めていくとともに、更なる導入促進に向けて計画的に推進していく。

(3) 国内旅行需要の平準化の促進

ア 平日旅行需要喚起キャンペーンの実施

観光需要の特定時期への集中が旅行者の満足度低下や観光産業の低い生産性等の要因となっていることを踏まえ、週末や連休以外の旅行需要を喚起し、混雑の回避や観光産業従事者の通年雇用化等を促進するため、観光関連事業者と連携し、平日への旅行需要の平準化につながるキャンペーンを実施する。

イ 休暇を取得しやすい職場環境の整備

年次有給休暇の取得促進に向けた労使の自主的かつ積極的な取組の促進を図るため、10月の年次有給休暇取得促進期間に加え、夏季、年末年始、ゴールデンウィーク等の連続休暇を取得しやすい時季に、年次有給休暇取得の集中的な広報を実施する。

また、労働者が年間で少なくとも5日間の年次有給休暇を取得できるよう使用者に義務付けること等を内容とし、平成31年4月から順次施行されている働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）について、周知を図る。さらに、選択的週休3日制について、新たな旅行機会の創出やワーケーション等の推進の観点から、企業における導入を促し、普及を図る。

こうした取組により、令和7年までに年次有給休暇の取得率を70%に向上させるとともに、ワーケーションやブレジャー等の新たな旅のスタイルの普及も進める。

ウ 休暇取得の分散化の促進

「キッズウィーク」の取組事例を周知するなどして、子供の休みに合わせた年次有給休暇取得を官民一体となって促進する。国家公務員についても、家族の記念日や学校行事等、プライベートの予定に合わせた年次休暇取得を促進する。

エ ワーケーション、ブレジャー等の普及・定着(3.(2)ア 再掲)

オ 第2のふるさとづくり等の推進(3.(2)イ 再掲)

第4 観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 多様な関係者の適切な役割分担と連携・協力の強化

持続可能な形での観光立国の復活に向け、国は、観光が我が国の経済成長を牽引し、地域経済に活力を与えるという成長戦略の柱、地域活性化への切り札としての役割を果たすよう、地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、旅行・宿泊・交通・小売・飲食・レジャー等従来からの観光関係団体・事業者に加え、IT・保険・金融等観光分野で新たなビジネスを創出する多様な事業者を含めた経済界、マスコミ等幅広い関係者と連携し、オールジャパンの取組で観光立国を実現するべくリーダーシップを発揮するものとする。

具体的には、関係省庁が連携して、戦略的に必要な施策を策定し、スピード感を持って実施されるよう工程管理を行う。この際、観光庁が主導的な役割を果たすものとする。また、観光は、地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）や民間が中心的な役割を果たすことが基本であるが、国は、今後の発展が見込める成長の芽を戦略的に取り込む分野について、先導的な役割を果たすとともに、シンクタンクのような立場で、統計の整備・利活用の推進、諸外国の動向把握、国内外の先進事例の収集を行い、幅広い知見に基づき、地方運輸局をはじめとする関係する国の方支分部局から地域の行政・観光地域づくり法人（DMO）・民間事業者の取組に対して助言を行う。さらに、国は、各地域における施策の具体的な取組の推進を図るべく、地域ごとに異なる課題の解決及び地域の特色を生かした観光振興のための環境を整備する。地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）や民間の先進的な取組については、これを支援し、ひいては国全体のレベルが向上することを狙う。

地方公共団体は、国内外の多様なニーズに応えることができる豊富な観光資源を有していることを再認識し、国内外からの観光旅行者を歓迎するまちづくりに努める。そのため、観光地域づくりの司令塔としての役割を果たす観光地域づくり法人（DMO）に対し積極的な参画・連携・支援を行うとともに、地域内の多様な関係者との連携を図る。その際、他地域の先進的事例を参考としつつ、地域間で互いに切磋琢磨しながら地域の特性に合った手法を創り出し、各地域の魅力を更に高めていく。また、施策の効果的な実施を図るため、観光の意義を部局横断的に共有して関係部局間の緊密な連携を図り、地方公共団体としての総合力を発揮するとともに、広域的な連携協力や地域間の連携協力を一層推進するよう努める。

観光地域づくり法人（DMO）は、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔として、多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づく観光地域づくりの実現を目指す。

して、データに基づく戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整を行う。

住民は、観光立国の実現が、観光交流の拡大により精神活動を含めて生活の質の充実に貢献すること、我が国の歴史的・文化的価値を再認識するプロセスであり、日本の魅力の再活性化にもつながることを認識し、訪日外国人旅行者とふれあうことを日常のこととして考える意識を持つとともに、異文化の理解に努め、国内外の観光旅行者を「おもてなしの心」を持って迎えるよう努める。また、地域の文化・伝統の継承に協力するとともに、観光旅行者が快適かつ安全に観光を満喫することができるまちづくりや景観づくりへ主体的に参画するよう努める。

観光関係事業者は、訪日外国人旅行者の増加に伴いIT・保険・金融・農林水産・伝統工芸等、多種多様な分野で新たなビジネスが生まれていることを踏まえ、これらの事業者と連携し、魅力ある商品の提供やサービスの質の向上を図ることにより、観光旅行者の関心を呼び込む。また、観光地域づくり法人（DMO）をはじめとする多様な関係者と連携しながら、観光地域づくりに参画し、客観的なデータに基づくマネジメントを行うことにより、観光地域づくりの自律的な進展を促しつつ地域の雇用・経済を支えていく。そして、持続的な観光の発展のため、住民の福祉に配慮しつつ、満足度の高い魅力ある観光地域の形成に努める。

観光旅行者は、訪れる国又は地域の固有の文化・歴史等に対する理解を深め、そこでのマナーを守り、観光資源、観光地域等の魅力を損ねることのないよう保ち、将来にわたって多くの人々が観光旅行を楽しめるよう努める。

2. 政府が一体となった施策の推進

「1. 多様な関係者の適切な役割分担と連携・協力の強化」において述べたように、持続可能な形での観光立国の復活のためには、幅広い分野にわたる取組が必要である。

このため、観光立国推進閣僚会議の場を活用するほか、関係省庁、日本政府観光局等の政府関係機関は緊密な連携・協働を図り、さらに、地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、公益社団法人日本観光振興協会等の観光関係団体、観光関係事業者、経済界、マスコミ等とも一体となって、この基本計画に基づく施策を総合的かつ計画的に推進する。

3. 施策の推進状況の点検と計画の見直し

この基本計画は、観光立国推進基本法において示された基本理念と施策の方向性に従い、令和7年度までを念頭に策定したものであるが、我が国内外のコロナ感染状況や社会経済情勢は刻一刻と変化しており、今後、観光を巡る諸情勢も大きく変わることが十分考えられる。

このため、この基本計画についても、必要に応じ有識者の助言を受けつつ、目標の達成状況、施策の推進状況に関する点検を行うとともに、施策の効果に関する評価を行う。観光庁は、関係省庁に対し、当該点検・評価の結果について施策に反映させるよう、働きかけを行う。

4. 地域単位の計画の策定

各地域において、観光振興についての基本的な方針や目標等を定めた、行政区域を越えた広域的なものを含む様々なレベルの地域単位の計画が策定されている。持続可能な形での観光立国の復活のためには、この基本計画や観光を巡る情勢の変化等を踏まえ、必要な計画の策定や見直しを行うことが望まれる。

地域単位の計画の策定や見直しについて、地方運輸局をはじめとする関係する国の地方支分部局は、積極的に支援・協力を行うものとする。

5. おわりに

令和4年5月に世界経済フォーラム（WEF）が発表した「2021年旅行・観光開発指数レポート」、いわゆる「観光魅力度ランキング」で、日本は世界1位を獲得した。

我が国は今後とも、コロナによっても失われなかつたその魅力を十分に生かし、国際社会において占める地位にふさわしい更に高いレベルでの観光先進国の実現、いわば世界一の観光立国となることを見据えて、持続的な取組を進めていく必要がある。

国際平和と豊かな国民生活を象徴する観光が、全国津々浦々にその恩恵を行きわたらせ、地域の住民の幸福な生活の実現に寄与しながらその使命を果たしていくことができるよう、我が国の持続可能な形での観光立国の復活に向け、この基本計画を政府一丸、官民一体となって着実に実施していく。

